

飲食店において外国人が就労する場合の在留資格について

飲食店での業務について、「技術・人文知識・国際業務」、「特定技能（外食業分野）」及び「特定活動（告示４６号：本邦大学等卒業者）」の在留資格を有する外国人が従事する場合において、一般的にそれぞれの在留資格で従事可能な業務内容は以下のとおりです。

	調理業務 厨房内での食材仕込み、 調理、盛付け 等	接客業務 飲食店内での席への案 内、注文伺い、配膳、 片付け、会計対応 等	店舗管理業務 衛生管理、従業員の管 理・指導、会計事務管 理、社内外との連絡調 整、在庫管理 等	店舗経営 店舗の経営分析、経営 管理、契約に関する事 務 等
技術・人文知識・国際業務	×	×	△（注１）	○
特定技能１号（外食業分野）	○	○	○	×
特定技能２号（外食業分野）	○	○	○	○
特定活動 （告示４６号：本邦大学等卒業者）	○（注２）	○	○	○

（注１）在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当する活動として店舗管理業務が認められるかどうかは、勤務する店舗の具体的態様や外国人の具体的活動内容・キャリアパス全体等を総合的に考慮して、個別に判断します。なお、自らが調理業務・接客業務に従事することは認められません。

（注２）大学等で修得した知識を活用できる業務と日本語を用いた円滑な意思疎通が必要な業務に従事する必要性があり、厨房での皿洗いや清掃のみに従事することは認められません。

<参考>

- 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について | 出入国在留管理庁ＨＰ
https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyukan_nyukan69.html
- 特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領 -外食業分野の基準について- | 出入国在留管理庁ＨＰ
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001440234.pdf>
- 留学生の就職支援に係る「特定活動」（本邦大学等卒業者）についてのガイドライン | 出入国在留管理庁ＨＰ
https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyuukokukanri07_00038.html